

重要文化的景観「近江八幡の水郷」の経緯と展望について The details and prospects for Important cultural landscape 「Scenery of the Omihachiman lakeside region」

奈良俊哉
Toshiya Nara

1. 水郷の風景が残った経緯

琵琶湖の東岸の中央部に位置する近江八幡市は、内湖として最大の規模を誇った大中の湖や、淡水湖としては珍しい有人の島である沖島等がある。また、北には愛知川、南には日野川という1級河川に囲まれ、中央には蛇砂川という尻無し川があり、湖辺に位置する八幡山や安土山の周辺は湿地帯で、必然的に水辺の暮らしが昔から盛んであったといえる。琵琶湖の周辺部には内湖と呼ばれる琵琶湖と繋がった湖があり、近江八幡市には大中の湖と呼ばれる県内で一番大きな内湖があった。内湖の周囲は、湿地帯であり良質なヨシが豊富に自生していたことから、中世の終わり頃には、ヨシの売買が商売として成り立っていたという。

湿地帯周辺での稲作は、洪水などに見舞われやすく、また水田も水路に区切られた小さな田地しかなく、稲作には不向きな土地であり、稲作よりヨシ産業が盛んになった。近江八幡のヨシは、水辺から自生するヨシとは違い、陸化した土地から育つことから、土地としての登記もされ、地元では「ヨシ地」と呼んでいる。土地があるということは地主がいるということであり、ヨシ地も土地所有者が集約され、ヨシ問屋となっている。

ヨシ問屋は、広大なヨシ地のヨシを刈り取ることは個人ではできない。刈り取るには「刈子（かりこ）」と呼ばれる人々がいて、ヨシ問屋と契約あるいは入札をして、ヨシ刈をしてヨシ問屋へ収める。ヨシ問屋はこれを加工して、売買するのである。刈り取った後は「火入れ」をして（「ヨシ焼き」と呼ばれている）、次の芽生えを待つのである。この火入れ後に灰となったヨシは、ヨシ灰として集めてこれも売買することができた。明治から昭和の中ごろまでは、ヨシ地は周囲の水田より高く売れていたのである。

昭和30年頃から始まった大中の湖の干拓事業は昭和50年頃に完成し、入植が始まった。戦後の食糧難を解消するための国策として行われたこの事業は、単に大中の湖を干拓するというだけでなく、周囲の湿地も干拓あるいは干陸化を行い、併せて農業生産の向上を図ろうとする考えであり、工事も行われている。この工事の時に、ヨシ地も干陸化して田地とする考えや、湿地帯の複雑な水路を埋め、整然とした田地を作ろうとしていた。しかし、八幡堀の再生運動を行っていた近江八幡青年会議所の反対運動やもともとヨシ地が農地でなく雑地としての登記でもあったことなどから、当初計画とおりの圃場整備が行われ

近江八幡市教育委員会 Omihachiman City, board of education

キーワード 重要文化的景観、ヨシ地、ヨシ産業、干拓

ず、ヨシ地の一部と八幡山に近い部分の水路を残す形で工事が行われることになった。この結果、現在のような風景となったといわれている。さらに、大中の湖干拓工事で、残った湖があり、これを地元では「西の湖」と呼んでいる。この西の湖も、ササキヨシと呼ばれる広大で良質なヨシが取れるところがあり、ここを境として大中の湖と別けられる。このヨシ地は浜提部が陸化したものであるように見え、大中の湖の南部にあたる所を安土側から近江八幡市側に延伸している。この浜提部を利用して堤と道路となっており、西の湖と大中の湖を別けている。現在のヨシ産業はこの西の湖があるおかげで成り立っている。

2. 重要文化的景観「近江八幡の水郷」の選定について

近江八幡市は、西の湖とヨシ地が残る風景を、「名勝として指定をすることができないか」という調査を行っていた。しかし、名勝とするには地域の評価に芸術性が足らず、かなり苦心していた状況であった。ちょうど同じころに、国土交通省・農林水産省・環境省が景観3法を成立させ、景観そのものを大事にするという方向に政策の舵取りを変更したときであった。特に景観法では地域の景観を良くする為に、景観計画を策定するという方針を打ち出し、この中に文化的景観という考えを盛り込んでいた。この文化的景観は、文化庁がこれにお墨付きをつける形で、文化財保護法を改正し、新たなカテゴリーとして「重要文化的景観」を打ち出した。文化的景観とは、「生業によって成り立った景観」として理解され、文化庁が行った初期の全国調査では、棚田や水郷、杉林、漁業等が多くあげられていた。近江八幡の水郷は、最初の調査でも対象となっていたが、その時点ではまだ名勝としての指定を目指していたので、文化的景観にはまだ理解を示していなかった。

しかし、景観法による景観保全と文化財保護法による景観保全が相俟って行うことができれば、この後風景が壊れることはないであろうという考えと、景観を実際保全する地元住民のことを考えれば、名勝として凍結保存するよりは、ワイズユースとして景観を利用しながら保存していく方向が、今後はより望ましいと考え、名勝指定より重要文化的景観としての選定に変えることにし、平成16年に委員会を立ち上げ、自然分析・集落分析・土地の利用分析・歴史的分析・景観工学による分析等の調査を行った。また、景観上重要な建物の調査や、地域の風景を残すための方策等も報告書の中に入れ、地域住民の同意を取り、平成18年に夏に景観計画を策定し、同年秋に文部科学省へ申請し、平成19年1月に選定を受けることができたのである。

3. 今後の展望

重要文化的景観「近江八幡の水郷」は、3次に渡る追加選定を申し出ている。1次として公有水面、2次として農地、3次として集落を選定した。しかし、景観法の関係で西の湖は半分のみを選定となっている。半分は旧安土町側となっていたことからである。その後合併し、現在は近江八幡市となっており、景観計画も成立したことから残りの部分の選定に向かって委員会を結成し、現在同意形成作業を行っている。近々残りの部分も選定にいたるのではないかと考えている。